

基本政策推進専門調査会資料  
iPS細胞研究ワーキンググループでの検討について  
(状況報告)

平成20年4月22日  
iPS細胞研究WG座長

1. iPS細胞研究については、総合科学技術会議において、臨床研究の進め方など、研究を円滑に進めるための環境づくりを早急に進めるようにとの総理からの指示を受け、iPS細胞研究ワーキンググループを設置し、本年1月10日から検討を開始した。
2. 第3回会合(2月26日)において、京都大学の山中教授を中心とし、iPS細胞研究者の英知をオールジャパンで結集できる研究体制の早期構築を目指す方策と、そのための国の支援について中間取りまとめを行った。(資料5-2「iPS細胞研究を加速するための当面の進め方について」参照。)
3. 第4回会合(3月19日)においては、ES細胞の分化・誘導研究の規制緩和について、これまでのワーキンググループでの研究者からのプレゼンテーションや、再生医療学会からの声明として出された事に関連して、ES細胞研究の規制について以下の議論が行われた。
  - ・関係府省より、ES細胞研究の規制の現状についての説明が行われた。
  - ・iPS細胞研究を促進する観点から、基盤となるES細胞研究についても促進する必要があることについては、意見が一致した。
  - ・そのため、ES細胞の分化誘導研究などの使用研究の際の手続きの緩和について要望があったが、この問題について、検討する必要があるとの点で意見が一致した。
4. 同じく第4回会合において、ワーキンググループ会合での研究者からのプレゼンテーションで、iPS細胞研究関連の医療技術の特許化の必要性についての意見が出されたため、それについて以下の議論が行われた。
  - ・特許庁より、国内外の医療行為の特許保護の現状について説明が行われた。
  - ・iPS細胞研究推進のための医療技術の知的財産権保護について議論された。
  - ・iPS細胞研究に関する先端医療技術に対する知的財産権保護のあり方については、どのようにすることが日本として得策であるかということについて検討する必要があるとの点で意見が一致した。

5. 今後、6月頃をめどにiPS細胞研究全体の方向性、知財戦略、産業化の促進に向けた取り組み等を含めて、iPS細胞研究の加速に向けて全体的な推進方策を取りまとめることとしている。

なお、3.にあった、ES細胞の使用研究の手続きの問題については、本日の基本政策推進専門調査会にお諮りして、生命倫理専門調査会において、検討をお願いすることといたしたい。